

成田国際空港新管制塔新築工事に係る契約締結までの経緯について

令和6年9月6日

国土交通省 東京航空局

目 次

1.	工事概要	2
2.	工事に係る契約締結までの経緯	2
3.	競争参加資格確認及び段階選抜（一次審査）	5
4.	技術提案審査（二次審査）	6
5.	価格等の交渉	9
6.	工事契約相手方の決定	1 2
7.	技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯	1 3

1. 工事概要

- (1) 発注者 国土交通省 東京航空局
- (2) 工事名 成田国際空港新管制塔新築工事
- (3) 工事場所 千葉県成田市古込字込前133

(4) 工事内容

- 1) 設計技術協力業務（以下、「技術協力業務」という）一式
- 2) 工事（以下、「建設工事」という）

下記施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事を行う。

【当初（公示時）】

管制塔（新築）※外構含む。

建築面積：未定 / 延床面積：約 6,000 m² / 高さ：約 120m

構造：別途設計（基本設計）業務で決定

【確定（設計完了段階）】

管制塔（新築）※外構含む。

建築面積：1636.39 m² / 延床面積：5,170.86 m² / 高さ：120m

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造

3) 履行期限

① 技術協力業務

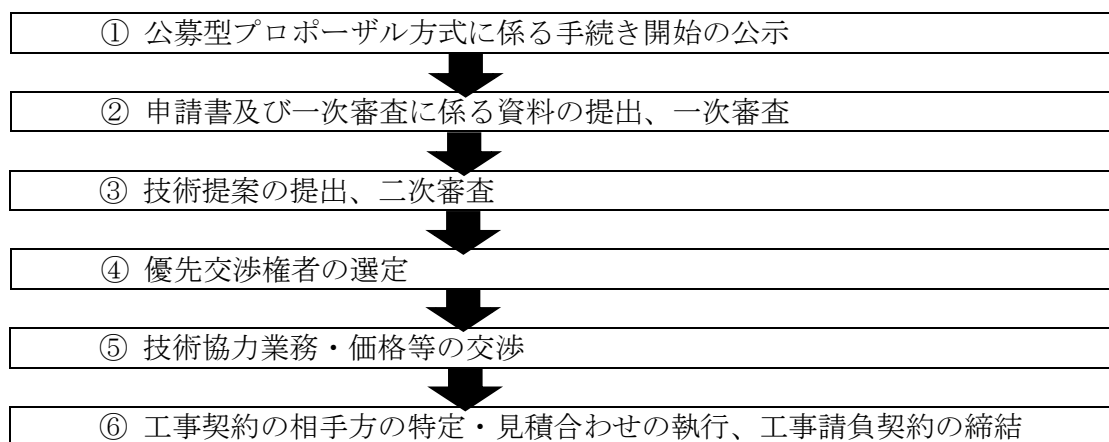
令和4年3月16日～令和6年3月15日

② 建設工事

令和6年8月30日～令和10年2月29日

2. 工事に係る契約締結までの経緯

(1) 工事に係る契約締結までの流れ



図－1 工事に係る契約締結までの流れ

注：「価格等の交渉」とは、発注者及び優先交渉権者が、基本協定書第3条に規定する技術協力業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

(2) 工事に係る契約締結までの主な経緯

工事に係る契約締結までの主な経緯は「表－１」のとおりである。

表－１ 工事に係る契約締結までの主な経緯

日 付	内 容
令和 3 年 9 月 3 日	第 1 回成田国際空港新管制塔整備に関する部会 〔公示前段階〕
令和 3 年 9 月 6 日	入札参加者選定審査会（公示内容確認）
令和 3 年 10 月 7 日	公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示
令和 3 年 10 月 7 日 ～令和 3 年 10 月 29 日	申請書及び一次審査に関する資料の提出期間
令和 3 年 11 月 2 日	入札参加者選定審査会（技術提案書提出要請者選定）
令和 3 年 11 月 5 日	一次審査結果の通知、技術提案書（二次審査に係る資料）の提出要請
令和 3 年 11 月 5 日 ～令和 3 年 12 月 6 日	技術提案書の提出期間
令和 3 年 12 月 17 日	第 2 回成田国際空港新管制塔整備に関する部会 （※設計業務 ^注 の技術提案に関する意見聴取のみ）
令和 3 年 12 月 20 日	技術提案書の提出者へのヒアリング
令和 4 年 2 月 9 日	第 3 回成田国際空港新管制塔整備に関する部会 〔技術審査（二次審査）段階〕
令和 4 年 2 月 10 日	入札参加者選定審査会（優先交渉権者選定）
令和 4 年 2 月 14 日	優先交渉権者の選定通知
令和 4 年 3 月 15 日	成田国際空港新管制塔新築工事に関する基本協定の締結 成田国際空港新管制塔新築設計技術協力業務契約の締結
令和 4 年 3 月 30 日	成田国際空港新管制塔新築工事に関する設計協力協定の締結
令和 4 年 6 月 2 日 ～令和 6 年 4 月 26 日	価格等の交渉（計 12 回）
令和 6 年 7 月 17 日	第 4 回成田国際空港新管制塔整備に関する部会 〔価格等の交渉段階〕 令和 6 年度 第 1 回東京航空局総合評価委員会
令和 6 年 7 月 23 日	随意契約検討会
令和 6 年 7 月 26 日	工事契約の相手方の特定通知
令和 6 年 8 月 21 日	見積合わせ
令和 6 年 8 月 29 日	工事請負契約締結

注）成田国際空港新管制塔新築設計業務

（３）工事に係る契約の相手方の選定・特定方式

本工事は、成田国際空港の更なる機能強化として実施されるＢ滑走路の延伸及びＣ滑走路の増設等に伴い、国が行う管制業務に必要な機能確保のため、新管制塔の整備を実施するものである。

新管制塔の建設用地は現管制塔・庁舎と空港警察庁舎に挟まれた非常に狭隘な用地であることから、建設時には近接した現管制塔における管制業務に支障を来す視認障害を生じさせぬよう、高層塔体の施工において作業範囲を最小限に抑えた高度で専門的な工法が必要となる。

また、施工者独自の工法による施工計画（仮設等）を仕様書に反映するにあたり、管制業務への影響を確認するための現地管制官との協議が必要となることから、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事である。

このため、施工者独自のノウハウ等を活用した工法選定や施工計画により仕様を確定する必要があることから、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づき、設計段階から施工者独自のノウハウ等を活用する発注方式（技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ））を採用することとした。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に優先交渉権者の技術提案内容を反映させ、目標工期及び工事額を算定した上で、価格等の交渉を行い交渉が成立した場合に工事契約を締結するものである。

（４）工事に係る契約の相手方の選定・特定方法

技術協力業務の契約の相手方となる優先交渉権者については、一次審査として企業及び技術者の審査を行い、技術提案を作成し提出する者を選定した上で、二次審査として技術提案書の審査を行い、優先交渉権者及び次順位以下の交渉権者を選定することとした。

優先交渉権者として選定された者に対して、技術協力業務の実施段階から価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合には工事契約の相手方として特定したうえで見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内であった場合は工事契約を締結することとした。

（５）工事に係る契約の相手方の選定・特定体制

技術協力業務契約の相手方となる優先交渉権者及び工事契約の相手方については、東京航空局総合評価委員会の確認を得たうえで、東京航空局の入札参加者選定審査会及び随意契約検討会に諮り選定・特定した。

また、工事に係る契約手続きにあたり中立かつ公正な審査・評価を確保するため「東京航空局総合評価委員会（成田国際空港新管制塔整備に関する部会（以下、「専門部会」という。）」にて公示前段階、技術審査段階、価格等の交渉段階の３段階において意見聴取を行った。

3. 競争参加資格確認及び段階選抜（一次審査）

（1）競争参加資格確認及び段階選抜の概要

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。段階選抜は、競争参加資格が確認された者に対して、企業の施工実績、技術協力業務の配置予定技術者の能力に対する評価により、技術提案を要請する者を選抜するために実施するものである。

（2）審査結果

令和3年10月29日までに4者の応募があり、提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、4者の全てが競争参加資格を満たしていた。

競争参加資格を有する4者に対し、令和3年11月5日付けで一次審査の合格及び技術提案書の提出要請を通知した。

審査にあたっての評価基準及び評価点の配点は「表－2」、審査結果は「表－3」のとおりである。

表－2 評価基準及び評価点の配点

分類	評価項目	評価内容	段階評価	評価基準	評価点	
						配点
企業の能力	施工実績	過去15年間に完成した同種・類似工事の施工実績(注)	2段階	同種工事の施工実績あり	10点	10点
				類似工事の施工実績あり	5点	
技術協力業務の配置予定技術者の能力	資格	配置予定の管理技術者が保有する資格	2段階	一級建築士	2点	2点
				その他	0点	
	施工実績	過去15年間に完成した同種・類似工事の施工実績(注)	3段階	同種工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての担当実績あり	8点	8点
				同種工事を担当者としての実績あり、若しくは類似工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての担当実績あり	4点	
				類似工事を担当者としての施工実績あり	2点	
工事の配置予定技術者の能力	資格	配置予定の管理技術者が保有する資格	2段階	一級建築士	2点	2点
				その他	0点	
	施工実績	過去15年間に完成した同種・類似工事の施工実績(注)	3段階	同種工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての担当実績あり	8点	8点
				同種工事を担当者としての実績あり、若しくは類似工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての担当実績あり	4点	
				類似工事を担当者としての施工実績あり	2点	
技術提案の提出者選定の評価点 計					30点	

注) 過去15年間の施工実績とは平成18年4月1日以降に完成・引き渡し完了した工事とする。

表－３ 審査結果

評価項目		配点		A社	B社	C社	D社
1. 技術的能力の評価		項目別	計	評価点	評価点	評価点	評価点
① 企業的能力							
施工実績	平成18年4月1日以降に完成した同種・類似工事の施工実績	10	10	10.00	10.00	10.00	10.00
② 技術協力業務の配置予定技術者の能力							
資格	配置予定の管理技術者が保有する資格	2	10	2.00	2.00	2.00	2.00
施工実績	平成18年4月1日以降に完成した同種・類似工事の施工実績	8		8.00	8.00	8.00	8.00
③ 工事の配置予定技術者の能力							
資格	配置予定の管理技術者が保有する資格	2	10	2.00	2.00	2.00	2.00
施工実績	平成18年4月1日以降に完成した同種・類似工事の施工実績	8		8.00	8.00	8.00	8.00
1. 技術的能力 評価点 計			30	30.00	30.00	30.00	30.00

4. 技術提案審査（二次審査）

（１）技術提案審査（二次審査）の概要

技術提案項目の設定にあたっては、建設地の周辺状況等から以下の項目とした。

① 技術協力業務の実施方針・実施体制

② 工事の実施方針・実施体制

③ 特定テーマに対する技術提案

- 1). 既存管制塔 VFR 室からの管制官の視認障害を最小限に抑えるために有効な仮設計画、工法等の提案
- 2). 周辺建物の執務環境に配慮した振動・騒音・粉塵抑制に有効な工法等の提案
- 3). 狭隘な工事用地における工事の安全対策等の提案

一次審査を合格した全ての者（４者）から技術提案書の提出があり、ヒアリングにて提出された内容の確認を行い、その後「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づき、技術提案書を提出した全ての者に対し技術提案を改善する機会を設け（注；改善するかどうかは各提出者の自由判断）、令和３年１２月２０日に改善された技術提案書を３者（Ａ社、Ｂ社、Ｃ社）から受領した。

受領した各改善内容は、「表－４」のとおりであった。

表－４ 技術提案の改善内容

競争参加者	改善項目	改善内容
A社	特定テーマに対する技術提案	・ 提案事項の誤記修正 ・ 工事の安全対策等における地中レーダー探査に関する補足の追記
B社	特定テーマに対する技術提案	・ 提案事項の表現修正 ・ 仮設計画における塔体部分の足場に関する補足の追記
C社	技術協力業務の実施方針・実施体制	・ 工程計画におけるコストコントロール及びコスト縮減に関する提案の追加

以上を踏まえ、提出された各技術提案書の内容について、東京航空局の建設コンサルタント等選定委員会の審査委員により総合的に評価を行った。

評価にあたっての評価項目、評価基準及び評価点の配点は「表－５」、評価の乗数は「表－６」のとおりである。

表－５ 評価項目、評価基準及び評価点の配点

評価項目		評価基準		評価点 配点
技術協力業務の実施方針・実施体制		理 解 度	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素が、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合に優位に評価する。	10点
		実施手順	技術協力業務の実施手順が妥当であり、手順上の具体的な工夫がある場合に優位に評価する。	
		工 程 表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	
工事の実施方針・実施体制		理 解 度	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素が、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合に優位に評価する。	10点
		実施体制	工事の確実な履行ができる体制及び本店や支店等による人的・技術的バックアップ体制が確認できる場合に優位に評価する。	
技術提案 (特定テーマ)	1) 既存管制塔VFR室からの管制官の視認障害を最小限に抑えるために有効な仮設計画、工法等の提案	的 確 性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、管制官の視認障害を最小限に抑えるための仮設計画、工法を実施する上で有効性が高い場合に優位に評価する。	20点
		実 現 性	提案内容に説得力がある場合、また、裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
	2) 周辺建物の執務環境に配慮した振動・騒音・粉塵抑制に有効な工法等の提案	的 確 性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、振動・騒音・粉塵抑制に有効な工法を実施する上で有効性が高い場合に優位に評価する。	10点
		実 現 性	1)と同じ	
	3) 狭隘な工事用地における工事の安全対策等の提案	的 確 性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、狭隘な工事用地における工事の安全対策を実施する上で有効性が高い場合に優位に評価する。	10点
		実 現 性	1)と同じ	
技術提案の評価点			計	60点
技術提案の提出者選定の評価点			計	30点
優先交渉権者を選定する評価点			合計	90点

表－６ 評価の乗数

評価項目	評価事項	各委員の評価の乗数				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0
技術協力業務の実施方針・実施体制	理解度、実施手順、工程表を総合的に判断する。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
工事の実施方針・実施体制	理解度、実施体制を総合的に判断する。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
特定テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	テーマに対する技術提案について、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、実現性(理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)、を考慮、提案毎に総合的判断をする。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

審査委員は、「表－５」の評価項目ごとに「表－６」の各委員の評価の乗数にある５段階で評価した。

技術提案の評価点は、各審査委員の評価の乗数を平均し、評価点配点に乗じて算出した(小数第２位まで(四捨五入)とした。)。

なお、公示後の技術提案書等の作成に関する質問の受付期間（令和３年１０月７日から令和３年１１月２４日）に、４件の質問を受領・回答している。

（２）審査結果

一次審査に合格した全ての者（４者）から提出された技術提案を確認し、二次審査の評価により、Ｄ社を技術協力業務及び価格等の交渉を行う優先交渉権者として選定した。

審査結果は、最終頁に掲載した「表－８」のとおりである。

５．価格等の交渉

（１）実施方法

発注者及び優先交渉権者間で技術協力業務の契約を締結するにあたり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和４年３月１５日に締結した。

価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、基本協定書第３条に規定する技術協力業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

以下に価格等の交渉の実施方法について示す。

- １） 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、本技術協力業務委託契約の初期段階、中間段階その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下「全体工事費調書等」という。）を発注者に提出する。

- 2) 優先交渉権者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。
- 3) 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、発注者による参考額と優先交渉権者による参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 4) 3) の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて3) に基づく交渉を行う。
- 5) 3) 及び4) に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- 6) 3) 及び4) に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(2) 経過

基本協定書に基づき、12回の価格等の交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

【第1回】令和4年6月2日（木）

- ・設計・技術協力業務の実施体制及び作業工程の確認

【第2回】令和4年12月23日（金）

- ・設計概要の提供（建物配置計画、平面・立面・断面計画）
- ・全体工事費の算出時期の確認
- ・仮設計画及び工事工程の検討依頼

【第3回】令和5年1月20日（金）

- ・初期段階(基本計画段階)の見積依頼と算出条件の確認
- ・設計概要に関する質疑応答

【第4回】令和5年3月24日（金）

- ・初期段階(基本計画段階)の全体工事費の確認
- ・仮設計画及び工事工程の確認

【第5回】令和5年3月27日（月）

- ・基本設計成果の提供
- ・中間段階(基本設計段階)の見積依頼と算出条件の確認
- ・基本設計に関する質疑応答

【第6回】令和5年6月5日（月）

- ・中間段階(基本設計段階)の全体工事費の確認
- ・参考額(発注者)と見積単価、数量の乖離部分の確認と修正
- ・コスト縮減及び工程短縮の検討依頼

【第7回】令和5年7月24日（月）

- ・コスト縮減及び工程短縮方策の確認（仮設計画、基礎形状、外壁リブ形状等の見直し）
- ・部屋別に供用開始する段階工程の確認

【第8回】令和5年11月22日（水）

- ・設計図書(建築・電気設備・機械設備・昇降機設備の実施設計図)の提供
- ・見積条件及び価格交渉に向けたスケジュールの確認

【第9回】令和6年2月2日（金）

- ・設計図書を踏まえた仮設計画、工事工程の確認
- ・設計図書に関する質疑応答
- ・施工計画の詳細検討及び施工計画を踏まえた工程短縮の検討依頼

【第10回】令和6年3月4日（月）

- ・工程短縮方策の確認（仮設計画、基礎打設計画、塔体施工サイクル等の見直し）

【第11回】令和6年3月15日（金）

- ・設計図書を踏まえた見積額の確認
- ・見積額的前提条件（施工条件及び工程条件）の確認
- ・共通費に含まれる項目の確認
- ・参考額と見積単価、数量の乖離について確認と見積の修正依頼

【第12回】令和6年4月26日（金）

- ・見積額（修正版）について最終確認
- ・最新の物価情報及び公共工事設計労務単価を踏まえた参考額の見直し

上記12回の価格等の交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格等の妥当性を確認したことから、令和6年7月17日、専門部会及び東京航空局総合評価委員会に価格等の交渉結果について報告し、価格等の交渉の合意内容の妥当性及び交渉成立することの妥当性等を確認したとの意見が具申されたことを踏まえ、令和6年7月23日に優先交渉権者を工事契約の相手方に特定した。

（3）価格等の妥当性の確認について

優先交渉権者から提出された見積額の妥当性については、最新の物価情報や公共工事設計労務単価を踏まえた参考額と比較し、設計図書に基づく仕様や、数量に対する相違点や乖離の大きな工種等を抽出したうえで、乖離の理由や根拠の妥当性を確認した。

また、官庁営繕関係統一基準により算定した参考額と見積額の総額に著しい乖離がないことを確認した。

各工種の直接工事費のうち、乖離の大きい工種を対象に、優先交渉権者から提出された根拠資料は信頼性があることを確認した。

なお、価格等の交渉事項が反映され、参考額と見積額との見積条件が同じであることも確認した。

（4）その他

価格等の交渉過程で決定した施工条件等については、現場説明書、設計図に記載し契約に反映させた。

（5）見積合わせ 令和6年8月21日（水）

6. 工事の契約の締結

- (1) 受注者 大成建設株式会社千葉支店
- (2) 工事場所 千葉県成田市古込字込前133
- (3) 工事請負契約締結日
令和6年8月29日(木)
- (4) 工期 令和6年8月30日から令和10年2月29日
- (5) 契約金額 予定価格 9,381,900,000 円(消費税及び地方消費税含む)
契約金額 9,372,000,000 円(消費税及び地方消費税含む)

(6) まとめ

技術協力業務の契約の相手方となる優先交渉権者は、一次審査に合格のうえ二次審査の評価点(技術評価点)が最も高かった者のうち、東京航空局における建設工事業の有資格者名簿の上位であった大成建設株式会社を選定した。

優先交渉権者に選定された大成建設株式会社との価格等の交渉は、令和4年6月2日から令和6年4月26日において、計12回実施し、全体工程、施工方法等の確認、見積条件等の確認を経て、価格等の交渉を行った。

価格等の交渉結果について専門部会及び東京航空局総合評価委員会に報告し、価格等の交渉の合意内容の妥当性及び交渉成立することの妥当性等を確認したとの意見が具申されたことを踏まえ、優先交渉権者を工事契約の相手方に特定した。

その後、見積合わせを行い、東京航空局が設定した予定価格の制限の範囲内であったため本請負工事契約を締結した。

7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の契約手続きにあたっては、中立かつ公正な審査・評価を確保するため、専門部会において、4回の意見聴取を行った。

各専門部会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

なお、専門部会の委員構成は「表-7」のとおり。

【第1回 専門部会 公示前段階】

- 1) 開催日 令和3年9月3日(金)
- 2) 意見聴取事項
 - ・技術提案・交渉方式の適用の妥当性について
 - ・技術提案のテーマ設定及び評価基準等の妥当性について
 - ・参考額の設定方法の妥当性について
- 3) 主な意見
 - ・技術提案書の選定者の選定基準及び技術提案テーマの設定方法の確認
 - ・設計業業務と技術協力業務の技術提案テーマに相反性がないことの確認

【第2回 専門部会 技術審査段階】

1) 開催日 令和3年12月17日（金）

2) 意見聴取事項

※設計業務に関する意見聴取のみ

【第3回 専門部会 技術審査段階】

1) 開催日 令和4年2月9日（水）

2) 意見聴取事項

- ・技術提案の個別評価項目の審査及び評価結果の妥当性について
- ・優先交渉権者の選定と選定する理由等の妥当性について
- ・優先交渉権者との交渉手続きの妥当性について
- ・優先交渉権者との価格等の交渉手順の妥当性について

3) 主な意見

- ・技術提案書の評価ポイントの確認
- ・技術提案の成果について事後評価の実施
- ・価格等の交渉の期限の確認

【第4回 専門部会 価格等の交渉段階】

1) 開催日 令和6年7月17日（木）

2) 意見聴取事項

- ・価格等の交渉の合意内容の妥当性について
- ・交渉成立することの妥当性について
- ・予定価格算定の考え方の妥当性について
- ・契約締結までの経緯の公表について

3) 主な意見

- ・コスト削減策の具体的な内容の確認
- ・価格等の交渉の成立に至る条件の確認

表－7 令和3年度～6年度 専門部会の委員

	氏 名	所 属
委 員 (五十音順)	鎌 田 裕 美	一橋大学 教授
	高 田 和 幸	東京電機大学 教授
	廣 渡 鉄	廣渡法律事務所 弁護士
	古 阪 秀 三	立命館大学 客員教授（部会長）

以上

表－８ 審査結果

業 者 名				A 社	B 社	C 社	D 社	
(１) 技術的能力の評価項目			配点	計	評価点	評価点	評価点	評価点
１) 企業的能力								
施工実績	平成18年4月1日以降に完成した同種・類似工事の施工実績		10	10	10.00	10.00	10.00	10.00
２) 技術協力業務の配置予定技術者の能力								
資格	配置予定の管理技術者が保有する資格		2	10	2.00	2.00	2.00	2.00
施工実績	平成18年4月1日以降に完成した同種・類似工事の施工実績		8		8.00	8.00	8.00	8.00
３) 工事の配置予定技術者の能力								
資格	配置予定の主任（監理）技術者が保有する資格		2	10	2.00	2.00	2.00	2.00
施工実績	平成18年4月1日以降に完成した同種・類似工事の施工実績		8		8.00	8.00	8.00	8.00
1. 技術的能力 評価点 計				30	30.00	30.00	30.00	30.00
(２) 技術提案に関する評価項目			配点	計	評価点	評価点	評価点	評価点
１) 技術協力業務の実施方針・実施体制								
理解度、実施手順、工程表を総合的に判断する。			10	10	8.00	8.50	8.00	8.00
２) 工事の実施方針・実施体制								
理解度、実施体制を総合的に判断する。			10	10	8.00	8.00	8.00	8.00
３) 特定テーマに対する技術提案								
①	既存管制塔VFR室からの管制官の視認障害を最小限に抑えるために有効な仮設計画、工法等の提案	提案 1	10	20	15.50	16.00	18.00	18.00
		提案 2	10					
②	周辺建物の執務環境に配慮した振動・騒音・粉塵抑制に有効な工法等の提案	提案 1	5	10	8.00	8.00	8.00	8.00
		提案 2	5					
③	狭隘な工事用地における工事の安全対策等の提案	提案 1	5	10	8.00	8.00	8.00	8.00
		提案 2	5					
2. 技術提案 評価点 計				60	47.50	48.50	50.00	50.00
技術評価点 合計				90	77.50	78.50	80.00	80.00
優先交渉権者を選定するための順位					4位	3位	1位	1位

審査の結果、技術評価点が最も高く同位のC社とD社のうち、東京航空局における建築工事業の有資格者名簿の上位者であるD社を優先交渉権者とした。